

# くみあいニュース

山口大学教職員組合 (2021年1月6日 Wednesday)

第231号 (2019年度-第10号) / 電話: 083-933-5034・メール: [fuy-union@ma4.seikyuu.ne.jp](mailto:fuy-union@ma4.seikyuu.ne.jp)

## 人事委員会決定(7/6付)凍結提案される! ～任期付教員再任時年俸制適用問題第二回団体交渉(12/25)～

焦眉の課題となっていた任期付教員再任時の年俸制適用問題で、組合は12月25日(金)午前10時から11時前まで、山口大学と第二回目の団体交渉を行いました。交渉には山口大学から田中理事・多賀谷総務部長・久保人事課長・寺西人事課副課長の計4名、組合からは福田委員長・滝野副委員長・三原副委員長・森下書記長・嶋崎参与等、計6名が出席。この交渉で大学側から、7月6日の人事委員会決定を凍結し、組合との協議・交渉を行いたいとの提案がありました。



## 人事委員会決定を凍結(事実上撤回)のうえ組合と協議したい ～昇任による無期化も含め年俸制を条件にと強く希望(田中理事)～



提案に先立ち、田中理事から「今年の1月に合意して、新しい月給制度、年俸制制度が4月1日からスタートしているが、この制度が不合理な給与制度ではない、やっていながらも問題があれば労使で議論するという認識でよいか」との問いかけがありました。これに対し組合は「明らかに不合理な給与制度であれば受け入れなかったが、業績評価制度の具体化は、今後大学と組合と協議していくという前提で受け入れた。新規採用者へは適用するが、在職者については本人の同意が必要という前提で受け入れた。」と、今回の制度改革への基本的態度を表明しました。

続いて田中理事から「7月の人事委員会決定を凍結したい。その上で任用更新の教員に対して年俸制を条件に付すことについて、(組合と)協議していきたい。また昇任等によりパーマメントとなる場合にも適用したい。」との提案がありました。これに対し福田委員長が「凍結自体は評価するが、年俸制適用という条件自体が労働契約法違反と認識している。」と述べた後、田中理事が「最終的にうまくいかない場合は選べるとしても、我々としては、年俸制に入ってもらいたい。出来れば条件に付したいという強い希望を持っている」とし、久保人事課長は「事実上の撤回です」としました。 (以下、2ページへ続く)



### 新年のご挨拶

執行委員長 福田 修

新年おめでとうございます。

昨年は、新型コロナウイルス感染症の拡大という大変な状況への対応に追われた一年間でした。皆さまお疲れさまでした。この一年間、人事給与マネジメント改革での大学院手当廃止問題、期末手当支給率の削減問題、医学部・附属病院の臨床系教員への裁量労働制の適用問題、任期付教員への任用更新時の年俸制一律適用問題等では、組合員の皆さま方や一般教職員の皆さま方から、多くの貴重なご意見や激励のお言葉をいただき、それぞれ組合の存在意義をもって取り組むことができました。この場をお借りして厚く御礼申し上げます。なお、人事給与マネジメント改革の業績評価のあり方、任期付教員への年俸制適用問題は継続交渉事項となっています。今後とも、私ども執行委員会に対してより一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、新型コロナウイルス感染症問題が改善の方向に向かい、今年一年が皆さま方にとって充実した年となりますようお祈り申し上げます。はなはだ簡単ではございますがご挨拶とさせていただきます。

## 「事実上撤回」のうえ協議・交渉との提案是非は検討事項(組合)



大学からの提案について検討するために団体交渉を「暫時休憩」として、組合としての検討を行い、再開後、福田委員長から「仮に交渉が長引いた場合でも、合意なしに凍結を解除しないものと理解してよいのか。」と確認を求めました。これに対しては「できる限り組合と合意した上で動かしていきたいと思っている。」との回答がありましたが、この提案は、再任時のみではなくパーマネント、すなわち昇任により無期雇用となる場合も含めているため、年明けにはなるが検討した上で組合としての考えを確定させることを伝えて交渉を終えました。

組合は、大学が人事委員会決定を「凍結、事実上撤回し改めて協議を」と提案したことを踏まえて、決定の凍結・撤回を各部署局長へ文書で通知し関係教職員へ周知することと、これから協議・交渉事項としたい旨を文書で組合に申し入れるよう、書記長名で人事課長へ申し入れました。(資料は4頁に掲載)

## 業績評価結果による各区分への配分は部局へ任せる ～原資の範囲内であればC以下の評価は0人でもよい!～

さらに田中理事が、「もう一回部局を回って説明し丁寧に意見を聴きたい。具体的な評価は部局にお願いしており、評価基準は様々ある。」と業績評価の内容に触れたため、森下書記長から業績評価制度のランク付けに関して、「各区分への振り分けが部局の判断で決定できるのであれば、例えばC評価がゼロのこともありうる。それに対して変更(増減)せよなどと大学からあれこれ言わない。このように考えてよいのか。」と質問したところ、田中理事は「学部にお任せする。原資の範囲でおやりいただければよい。」として、これを認めました。



## ボーナス減の半額は後日給付・共通テスト監督一時休憩は見送り

12月24日(木)に期末手当減額問題の回答を受領しましたが、その際、共通テスト監督一時休憩問題について口頭で大学の考え方の説明があった他、翌25日(金)に発出された新型コロナウイルス感染症に伴う教職員のテレワーク措置等通知の事前説明がありました。これらの件については12月25日の団体交渉の場でも、経緯と組合の受け止めなどを説明し、人事課長は「承りました」と回答しています。以下、報告します。

### ○ 組合の要求に一部応え、期末手当削減の半額0.025月分を3月に一時金として還元する予定との回答(12/24小坂理事名)

12月の「ボーナス」は、期末手当が0.05月分(平均約2万円)減額して支給されましたが、12月24日に小坂理事名で、「3月に一時金としてその半額の0.025月分を支給することを予定」との回答(資料は3頁に掲載)が提示されました。「予定」とされていますが、2月の役員会決定によって確定見込みとのこと。なお、回答書では、「今回の申し入れについてはご意見として承ります」として代償措置等についての具体的な提示はありませんでしたので、引き続き検討課題とすることを求めました。



### ○ 大学入学共通テスト試験監督の一時休憩確保要求は認めず

試験実施中の試験監督の一時休憩(離室)は、共通テストの厳格な実施のため認めがたいとの口頭回答がありました。このため組合は、「そうであれば、試験監督手当支給額が適正かどうか問題となる。今後、大学入試センターの試験実施経費基準も提示いただきながら検討したい」と伝えました。

令和2年12月24日

山口大学教職員組合執行委員長  
福田 修 殿

山 口 大 学  
副学長 小坂 慎治

期末手当 0.05 月分減額に対する対案（回答）

2020年11月25日付けで申し入れのありましたこのことについて、下記のとおり回答します。

なお、この内容にて役員会での承認の後、決定したいと考えております。

記


今年度の新型コロナウイルスに関する対応等、教職員の勤務成績を評価し、勤勉手当 0.025 月分相当額を令和2年3月に一時金として支給することを予定しています。

なお、今回の支給については、今年度の特殊事情を考慮したものであり、今後も実施するものではない旨ご理解ください。

おって、今回の申し入れについては、ご意見として承ります。

2021年1月6日

山口大学総務企画部  
人事課長 久保 梓 殿

山口大学教職員組合  
書記長 森下 徹 

### 任期付教員への年俸制適用問題についての団体交渉結果を踏まえた申し入れ

このことについて、先日の第二回団体交渉ではお世話になりました。

その際、昨年7月6日の人事委員会決定を凍結、事実上撤回した上で、任期付教員の任用更新及び昇任による無期転換の際に年俸制適用を条件とすることについて、私ども山口大学教職員組合と協議したいとの提案がありました。

つきましては、下記のことについてしかるべく対応いただくか、そのように対応する旨を明示いただければ、12月25日の提案を受け入れ本件についての協議を再開することに同意する旨、回答する所存です。

#### 記

1. 7月6日の人事委員会決定及び7月7日付けの各部局長宛通知については、いったん凍結し山口大学教職員組合との協議・交渉を改めて行うこととした旨を、各部局長へ文書で通知し、関係教職員へ周知すること。
2. その際、任期付教員の年俸制適用については、7月6日の人事委員会決定以前の状態、すなわち、再任可となった任期付教員の自主的な判断にゆだねられることとなる旨を明示すること。
3. 仮にこの間再任された教員の内、再任後は年俸制を適用するとされた者があった場合、上記を踏まえて、適用の是非を本人に再度確認した上で運用すること。
4. 以上を前提として、1. で記したとおり、任期付教員再任時等に年俸制を適用することの是非について、当組合との協議・交渉をあらためて開始したい旨の組合への提案を文書で提示いただくこと。
5. 団体交渉の席上で新たに提案された、任期付教員のパーマネント化（昇任による無期転換移行）の際に年俸制適用を条件としたいとのことは、この間の該当者にはそのように運用していないことを確認いただくこと。

#### 【追 記】

今回の人事委員会決定の凍結・事実上の撤回それ自体は歓迎するところです。ただし、この間の文書でのやりとり、あるいは団体交渉等において、山口大学は、「新たな雇用契約」「新規採用者同等」等を根拠として、この問題について私どもの要求に応じる意向を示されておられません。しかし、第二回団体交渉で今回のような提案が行われたのは、これまで適用の根拠としてきたことについては不相当と判断されたものと理解してよろしいでしょうか。ご説明いただければ幸いです。

以 上